

しが県民芸術創造館の草津市への移管について

しが県民芸術創造館については、「公の施設見直し計画に基づく しが県民芸術創造館の機能検証とあり方の抜本的見直しについて」により、「地域における文化資産としての有効活用を検討」するとしたところですが、このほど地元草津市と移管について下記1により、県・市において必要な手続きを進めることで合意しました。

また、草津市との協議と並行して、利用者との意見交換会を実施しました。その状況については下記2のとおりです。

■ 1 移管にかかる県・草津市の確認事項

(1) 移管する施設

所在地：滋賀県草津市野路六丁目15-11

土地 草津市野路町字内山1679番2 ほか7筆 合計10,938.02m²（実測）

建物 鉄筋コンクリート造2階建 延床面積3,985m²

(2) 移管する時期

平成27年1月1日を目処とする。

※平成26年3月末までは、県施設として運営

※平成26年度は移管までの間、改修工事等のためにホールは利用停止の予定

ホール以外の施設（展示ホール、練習室、リハーサル室）は、利用可能の見込

(3) 移管に際しての基本的事項

- ① 滋賀県は、創造館の土地、建物ならびにこれらに付属する設備を草津市に無償で譲渡する。
- ② 滋賀県は、草津市へ移管するまでの間に、創造館のホールの吊り天井崩落対策工事、客席改修工事ならびに音響設備改修工事を実施する。
- ③ 滋賀県は、施設整備や管理運営上必要な経費として譲渡した日の属する年度以降3年間、年額40,000千円、総額120,000千円を草津市に対して交付する。
- ④ 滋賀県は、県立文化ホールの指定管理者による文化事業を、施設譲渡後の一定期間、創造館で実施する。
- ⑤ 滋賀県は、草津市からの求めに応じ、一定期間、現在の創造館職員を移管後の施設へ派遣する。
- ⑥ 滋賀県および草津市は、駐車場の使用を移管前の状態以上に確保することや、施設利用など、移管に関してなお必要となる事項を引き続き協議するため、双方の関係者による協議の場を設ける。

■ 2 利用者との意見交換会

(1) 開催状況

平成24年 8月22日(水)	しが県民芸術創造館の存続を願う会	アミカホール研修室
平成24年 9月 4日(水)	草津市21世紀文化芸術推進協議会	草津市役所 8階大会議室
平成24年 9月21日(金)	草津市以外の県内の利用者	創造館練習室 1
平成24年10月12日(金)	草津市内の利用者	創造館練習室 1

(2) いただいた主な意見

- ・地域密着のこのホールがなくなることは、なんとしても避けてほしい
- ・施設がなくならなければ、管理者が県でも市でも利用者にとってあまり関係ない
- ・青少年が自分たちの力で活動できる県域で唯一の施設であり、県立て維持し続けてほしい
- ・市に移管するなら、施設設備をきちんときれいに整備してから渡してほしい
- ・仮に草津市の施設になるとして、利用料金や予約で格差が生じるといったことについては配慮してほしい

■ しが県民芸術創造館の施設概要

所在地	草津市野路六丁目 15-11
開設日	昭和63年6月25日開館（旧草津文化芸術会館）、平成18年4月1日名称変更
施設の状況	敷地面積 10,938m ² （実測） 建築面積 3,530m ² 鉄筋コンクリート造2階建 延床面積 3,985m ²
施設概要	ホール(704席+補助席91+車椅子席6)、展示ホール(324m ²) 練習室(3室)、和室(1室)、リハーサル室(159m ²)、事務室、駐車場ほか (リハーサル室は、平成20年4月1日設置)